

## ICT教育について

### ○タブレット使用規定について

#### (目的)

- ① GIGAスクール構想を体現すべく、1人1端末環境を構築することで、従来の「一斉学習」だけでなく、「個別学習」「協働学習」などを通じて、生徒の「主体的」、「対話的」、「深い」学びを支援することを目的とする。
- ② 教育の機会を確保するため、様々な事由により、教室での受講が困難な場合に、タブレットを活用して、リモートでの受講を可能とすることを目的とする。

#### (使用用途)

- ③ タブレットの使用に関しては、原則、授業時とする。主に「Metamoji」のアプリを利用した学習や「調べ学習」等に利用する。

#### (使用上の注意)

- ④ 教員の指示があるまでは、机上に置かないようすにする。
- ⑤ 休み時間は、原則、学習目的のみ使用を認める。
- ⑥ 使用するタブレットに関しては学校指定のものとする。
- ⑦ 放課後は、原則自宅に持ち帰り、学習の振り返り、課題の取り組みなどのために活用する。

#### (管理)

- ⑧ タブレットの管理・保管に関しては、原則、自己責任とする。盗難防止のため、個人のロッカーに鍵をかけるなどして保管する。
- ⑨ 充電に関しては、原則自宅で行い、学校内での充電は原則禁止とする。なお、個人のモバイルバッテリーでの充電は認める。また、止むを得ず充電が必要な場合には、職員に申し出ること。

#### (破損・紛失)

- ⑩ 過失により自分や他人の端末を破損、紛失してしまった場合には、直ちに担任に申し出て指示を仰ぐ。
- ⑪ 故意に自分のタブレットを破損した場合には、個人負担で修理となる場合がある。
- ⑫ 故意に他人のタブレットを破損、紛失した場合には、弁償となる場合がある。

#### (禁止事項)

- ⑬ タブレットの貸し借りは原則禁止とする。タブレットを忘れた場合には、担任、教科担当の教員に申し出て指示を仰ぐ。
- ⑭ 授業時において、授業とは関係ないことをしたり、使用に関して教員の指導に従わなかったりした場合は、携帯電話同様の指導とする。

3月11日～15日の間に会議を開きますので、その前までにご確認いただき、事前にご意見等ございましたら若山までお願いします。